



高齢者のための在宅生活支援サービス

松前町では、高齢者ができる限り寝たきりなどの要介護状態に陥ったり、状態が悪化することを予防し、住み慣れた地域や家庭において自立した生活を確保するために必要な支援を行っています。

(サービス利用は各事例ごとに、必要の有無が地域ケア会議によって協議されます。)

◆介護予防・生活支援サービス

配食サービス	調理が困難な独居高齢者などに対し、食事(昼食)を各家庭まで届け、また本人の安否確認を行っています。
生活管理指導員派遣 (生活支援ヘルパー)	生活管理指導員(ヘルパー)を派遣し、高齢者の日常生活・家事などの支援を行っています。
生きがい活動支援通所 (生きがいデイサービス)	家に閉じこもりがちな高齢者に、松前町総合福祉センターで、日常動作訓練、レクリエーションなどの各種サービスを提供しています。
寝具類等洗濯消毒 乾燥消毒サービス	衛生管理が困難な独居高齢者などに、寝具・衣類の洗濯、乾燥などを行っています。
生活管理指導短期宿泊 (自立支援ショートステイ)	介護者などが留守をする場合、高齢者が特別養護老人ホームで一時的に生活を送ります。
老人日常生活用具給付等	独居高齢者などに、電磁調理器・火災報知器などの生活用具を給付・貸与しています。(電磁調理器などの購入前の事前申請が必要です。)
緊急通報体制等整備	独居高齢者などの安否確認や相談、また急病などの緊急時に備え、緊急通報装置を貸与しています。
成年後見制度利用支援	高齢者で重度の認知症の症状をもつ方などで、四親等以内の親族がいないなどの方に代わって法定後見制度の申立などを行っています。

◆家族介護支援サービス

家族介護用品の支給	要介護度4・5程度の高齢者を介護していて、町民税非課税の家族に介護用品(オムツなど)を現物支給しています。
-----------	---

◆その他サービス

特殊入浴サービス (寝たきり入浴サービス)	自宅での入浴が困難な方を、自宅と施設を送迎し、施設の特設浴槽による入浴を提供しています。
在宅寝たきり老人等 介護手当支給	寝たきり・重度の認知症高齢者を自宅で介護している家族に対し、介護手当を支給しています。

問い合わせ・相談

◆在宅介護支援センター

在宅介護支援センターとは、高齢者とその家族に対して、在宅介護に関する相談助言や必要なサービスの利用を可能にするための連絡・調整などの総合的な相談を受け付ける機関です。

『みどり』 筒井710-1 ☎ 985-2121 『菜の花』 神崎578-1 ☎ 984-7366
『鶴寿荘』 鶴吉635-1 ☎ 985-0405 『エンゼル』 北川原33-1 ☎ 984-6407

◆役場介護保険課 健康いきがい係 ☎ 985-4115